

## 計画的避難区域

### [簡単に]

計画を立てて別の場所に避難する必要がある地域

### [詳しく]

今すぐではなく、計画を立てて、別の場所に避難する必要がある地域のことです。避難に際して混乱が生じないように、国が県や市町村と打ち合わせをした上で、市町村が期限を決めて住民が避難を完了することを求めた地域です。平成 23 年 3 月に起きた福島第一原子力発電所事故後の住民の避難のために、政府が平成 23 年 4 月に設定しました。

### [角度を変えて]

福島県の葛尾村・浪江町・飯舘村、および川俣町と南相馬市の一部が対象になりました。国際基準によると、避難するのが望ましいとされる場所の放射線量の基準は、年間 20～100 ミリシーベルトですが、そのいちばん低い値である 20 ミリシーベルトを基準にこの区域が設定されました。避難するまでに一か月の時間が設定されましたが、その程度の時間であれば健康への影響は問題にならないこと、避難の準備を十分にしてから移動することで混乱を少なくすることなどを考慮したものです。

### [わかりやすく伝えるポイント]

- ・原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力災害対策本部長である内閣総理大臣が指示したものである。
- ・計画的避難区域においては、警察や自治体による 24 時間態勢の警備が行われている。避難後は、自宅への一時的な立入り、通り抜けを目的とした一時的な立入り、公共的なサービス提供のための一時的な立入り、町村により事業継続が認められた事業所における勤務等のための立入りを除き、原則として立入りは認められない。  
例外的に立入りが認められる場合であっても、不要な被ばくを防ぐために、用事が終わったら速やかに区域内から出ることになっている。もちろん宿泊はできない。

### [関連語]

緊急時避難準備区域 → 緊急時に屋内退避又は別の場所に避難をする必要がある地域

### 【参考文献】

- 1) 首相官邸災害対策ページ, 計画的避難区域について 平成 23 年 4 月 15 日  
([http://www.kantei.go.jp/saigai/faq/20110415\\_1.html](http://www.kantei.go.jp/saigai/faq/20110415_1.html))
- 2) 原子力被災者生活支援チーム, 「計画的避難区域」及び「緊急時避難準備区域」の設定について 平成 23 年 4 月 22 日  
(<http://www.atomdb.jnes.go.jp/content/000118461.pdf>)
- 3) 原子力被災者生活支援チーム, 「計画的避難区域」及び「緊急時避難準備区域」での生活について 平成 23 年 4 月 28 日  
(<http://www.meti.go.jp/press/2011/04/20110428010/20110428010-2.pdf>)
- 4) 原子力被災者生活支援チーム, 『「計画的避難区域」及び「緊急時避難準備区域」での生活について』の改訂について 平成 23 年 6 月 30 日  
(<http://www.meti.go.jp/press/2011/06/20110630003/20110630003.pdf>)